

国労本部電送No.80	発信日 2021年11月12日	発信部 業務部	責任者	受領者

＜2021 年度 年末手当＞

J R 西日本が回答（11/12）

1. 2 5 カ月＋5 万円（一時金）

＜（昨年度 1. 50 カ月（2020 春闘期妥結年末手当月数 2. 69 カ月）＞

支払日 12 月 10 日とする（変更なし）

本日（11/12）J R 西日本は春闘期に別途検討としていた年末手当について回答を行った。

本日の回答に対して西日本本部は、席上で抗議し、「再回答（交渉）」を強く求めると共に抗議行動の展開を指示した。

詳細については、別紙「2021 年年末手当ニュース」および添付「回答書」を参照されたい。

以 上